

吸収分割に関する事前開示書類

(吸収分割会社 : 会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社 : 会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2023 年 10 月 27 日

アララ株式会社

アララ分割準備株式会社

2023年10月27日

東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ株式会社
代表取締役社長 尾上 徹

東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ分割準備株式会社
代表取締役 門倉 紀明

吸収分割に関する事前開示事項

アララ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及びアララ分割準備株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年10月13日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2024年3月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営むソリューション事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）
本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、株式、金銭その他一切の財産の交付を行いませんが、吸収分割会社と吸収分割承継会社が完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。
3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）
該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項
(1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ及び第192条第4号イ）

吸収分割会社については別紙2のとおりです。

吸収分割承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、最終事業年度がありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は別紙3のとおりです。

(2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第183条第4号ロ及び第192条第4号ロ)該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ及び第192条第4号ハ、並びに第183条第4号ハ及び第192条第6号イ)

該当事項はありません。

5. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号)

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継する債務については、吸収分割会社が重疊的に債務を引き受けますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項(会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号)

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

吸収分割契約書

アララ株式会社（以下「甲」という）及びアララ分割準備株式会社（以下「乙」という）は、甲が有する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、本契約は甲の営むソリューション事業（以下「本事業」という）を乙が承継することを目的として締結するものであることを相互に確認する。

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第4条で定める分割効力発生日をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、本事業の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（分割当事会社）

本分割の当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：アララ株式会社

本店所在地：東京都港区南青山二丁目24番15号

（2）吸収分割承継会社

商号：アララ分割準備株式会社

本店所在地：東京都港区南青山二丁目24番15号

第4条（効力発生日）

本分割の効力発生日（以下「分割効力発生日」という）は、2024年3月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議・合意のうえ、これを変更することができる。

第5条（対価の支払）

乙は、本分割に際し、甲に対し、第7条第1項に定める権利義務の対価を交付しない。

第6条（資本金等）

乙は、本分割により資本金及び準備金は増加させないものとする。

第7条（承継する権利義務）

1. 乙は、本分割により、甲から、甲の2023年8月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙1「承継権利義務明細表」に、分割効力発生日の前日までの増減を加除修正した資産、負債及び権利義務（以下「分割承継資産等」という。）を、分割効力発生日において承継する。
2. 分割承継資産等のうち、乙が甲から承継する負債については、重畳的債務引受けの方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第8条（競業避止義務の免除）

甲は、分割効力発生日後も、本事業について競業避止義務を負わない。

第9条（印紙の負担）

本契約書に貼付する印紙の費用は、甲乙各々が負担する。

第10条（吸収分割承認総会等）

1. 甲は、会社法第784条第2項本文の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けることなく本分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けることなく本分割を行うものとする。

第11条（事情変更）

本契約締結日後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときなどやむを得ない事由がある場合は、甲及び乙は、協議・合意のうえ、本契約に定める条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

第12条（本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえで決定する。

以上

本契約締結を証するため、正本2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2023年10月13日

甲：東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ株式会社
代表取締役社長 尾上徹

乙：東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ分割準備株式会社
代表取締役 門倉紀明

別紙1 承継権利義務明細表

本分割により、分割効力発生日において、乙が甲から承継する本事業に属する資産、負債及び権利義務（以下「分割承継資産等」という。）の明細は、下記のとおりとする。

なお、分割承継資産等のうち資産及び負債については、2023年8月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 乙が承継する資産

(1) 流動資産

本事業に係る流動資産（但し、分割効力発生日の前日までに生じた売掛金、受取手形は甲に帰属し、分割効力発生日以降に生じた売掛金、受取手形は乙に帰属する。）

(2) 固定資産

本事業に係る固定資産

2. 乙が承継する負債

(1) 流動負債

本事業に係る流動負債（但し、分割効力発生日の前日までに生じた買掛金、支払手形は甲に帰属し、分割効力発生日以降に生じた買掛金、支払手形は乙に帰属する）

(2) 固定負債

本事業に係る固定負債

3. 乙が承継する労働契約

本事業に主として従事する甲の従業員の労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 乙が承継する契約（労働契約を除く）

本事業に関する仕入先・得意先・業務委託先・そのほか取引先との契約、保険契約、そのほか分割承継資産等に関する一切の契約

5. 乙が承継するそのほかの権利義務

(1) 知的財産権

本事業に係る特許権、意匠権、著作権その他の知的財産権は承継しないものとし、乙が本事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

(2) 許認可等

法令上承継可能な本事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等

(3) その他

上記の他、別途、甲乙間において合意する資産又は負債

以上

吸収分割会社の最終事業年度（2023年8月期）
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和され、緩やかな持ち直しが続きましたが、インフレ率の高止まりや金融引き締めが消費全般や設備投資に与える影響、ウクライナ情勢等の不透明感など、下振れリスクの高まりも見られました。わが国経済も、経済社会活動の正常化が進み、ウィズコロナの下で、個人消費や設備投資は持ち直し、企業収益も総じてみれば改善しましたが、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等下振れリスクには依然として注意が必要な状況にあります。

このような環境下において、当社グループでは、経営統合における重複するコストの削減、新たなサービス開発への投資、事業拡大のためのパートナー開拓を推進し、中期経営計画の根幹である「独自Payの自律的なエコシステム」を加速する取り組みを行ってまいりました。その結果、当連結会計年度における独自Payの決済額の計画1.2兆円を上回る1.22兆円を達成し、独自Payの収益基盤の強化を実現してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高4,476,307千円(前年同期比284.1%増)、営業利益163,604千円(前年同期は営業損失160,620千円)、経常利益133,385千円(前年同期は経常損失1,506,062千円)、親会社株主に帰属する当期純利益114,126千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,834,218千円)となりました。また、当社グループが経営戦略上の重要指標であると捉えている調整後EBITDA(*)は497,635千円となりました。

(*) 調整後EBITDAは、営業利益と減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)の合計額となっております。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

① キャッシュレスサービス事業

「キャッシュレスサービス事業」については、独自Payの決済額の増加、2022年6月から開始されたマイナポイント第2弾に関連した施策による収益が計画を上回りました。2023年1月に実施いたしました連結子会社である株式会社バリューデザインとの事業統合による効果も出始めており、受注、収益及び利益が順調に推移しております。キャッシュレスサービス事業の当連結会計年度末における顧客数は1,067社となり、累計エンドユーザー数は186,286千人となりました。また、当連結会計年度における独自Payの決済額は1,222,426,205千円と堅調に増加いたしました。

その結果、キャッシュレスサービス事業の当連結会計年度における売上高3,792,315千円(前年同期比679.2%増)、セグメント利益620,852千円(前年同期比12,419.5%)となりました。

② ソリューション事業

「ソリューション事業」については、主要なサービスであるメッセージングサービスにおいて、事業者向けにメッセージ配信を行う法人企業へのアウトバウンド営業活動を引き続き強化しております。それにより、新規契約数の増加につながっております。当連結会計年度における解約率は0.2%、取引社数は247社となりました。また、ARサービスにおきましては、積極的にWeb広告を行うことで認知度が高まり、これまで集客ができていなかった業種・業界からの受注件数の増加につながりました。

その結果、ソリューション事業の当連結会計年度における売上高689,576千円(前年同期比1.6%増、セグメント間の内部売上高5,585千円を含む)、セグメント利益226,606千円(前年同期比7.6%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は132,926千円であります。その主な内容は、当社グループの各サービスの新システム開発、既存システムの機能拡張及びインフラ維持や増強等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社CARTA HOLDINGSと資本業務提携を実施し、

新株を発行したことにより、299,993千円の資金調達を行っております。また、それと同時にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、当該全ての新株予約権の行使が完了したことにより、300,815千円を資金調達しております。

さらに、今後の事業成長に向けた財務基盤の強化及び安定化を図るため、借入金の借換えを目的として、シンジケートローン契約（アレンジャー及びエージェント：株式会社みずほ銀行）を締結しております。これにより、借入金1,400,000千円の期限前返済を実施し、1,000,000千円を新たに資金調達いたしました。

（4）対処すべき課題

① 成長サービスにおける新たなビジネスモデルによる業績拡大

「キャッシュレスサービス事業」は、今後も市場規模が拡大すると予測されており、大手企業の参入等による競争激化が見込まれます。そのような環境においても当社グループが継続的に業績を拡大するために、独自P a yの強みを活かしたビジネスの多様化を検討しております。例えば、電子ギフト対応により、発行額に応じた手数料を得たり、消費者の利便性を高めるため汎用の電子マネーとのシステム連携を計画したり、デジタルマーケティングサービス領域では、メーカーの販売促進支援として、エンドユーザーが特定商品を独自P a yで購入すると、購入者に相応の電子マネーが付与され、当社グループは当該取扱手数料を得ることができるチャージバックシステムの開発の推進、銀行口座からの支払いが可能なコード決済サービス「Bank P a y」との接続に関する開発、従来は応募にハガキを利用していたレシート販促キャンペーンをデジタル化したインスタントウィンサービスなど、独自P a y利用促進・付加価値向上のための新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討し、業績の拡大を図ってまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループの収益の源泉は、サービスの企画力であり、その企画を最新のテクノロジーで具現化する開発力及び保守運用力にあります。これを維持・発展させるためには、当社グループのミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。高度な企画力、開発力及び運用力を持つ優秀な人材を積極的に採用し、人材の定着率を高めるために、従業員にとって働きやすい環境づくりに取り組んでおります。具体的には、自席だけでなく、オープンスペースでの執務環境の提供や裁量労働制を採用することで、柔軟な働き方を支援しております。

③ 営業力の強化による収益向上

全国に店舗展開を行う多業態飲食チェーンや、大手スーパーマーケット・ドラッグストア等の受注が進んでおり、受注先企業規模の大型化によってサービス導入までの準備に期間を要し、人的リソース不足が発生することでの、販売費及び一般管理費の増大傾向は継続しております。自社の営業力だけではなく、代理店やサービス連携パートナー企業等を活用した営業力の更なる強化が必要と考えております。決済手数料率についても、当社及び株式会社バリューデザインの経営統合前の価格競争によって提供価格が低下し、収益性に課題が生じております。当経営統合により徐々に当該課題については解消し、収益改善に取り組んでまいります。デジタルマーケティングサービス提供による売上拡大、独自P a y利用促進によるリカーリング売上増など、収益性の向上を推進してまいります。

④ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネットを利用して顧客にサービスを提供しているため、システムの安定稼働が必要不可欠であります。このため、顧客の増加に合わせサーバの処理能力を増強する施策を継続的に実施し、システムの安定性の確保に努めてまいります。また、パブリッククラウドサーバの利用を積極的に推進することで、データ量の増加にもフレキシブルな対応が可能となり、ディザスタリカバリー(注)による安全性も担保しやすくなります。

(注) ディザスタリカバリーとは、地震や津波等の天災や、テロ、不正侵入等によりシステムが壊滅的な状況になった際に効率的、かつダウンタイムを最小限にして復旧・修復すること、また、その災害に備えたシステムや体制を指します。

⑤ 個人情報管理体制の強化

GDPR(General Data Protection Regulation: EU一般データ保護規則)等による世界的な個人情報管理の規制強化を背景に、個人情報保有する法人の情報管理の実効性強化が求められております。当社グループでは、2008年8月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得する等、個人情報保護に努めておりますが、さらに今後は、「キャッシュレスサービス事業」の拡大に合わせて、PCI DSS(注)に準拠したシステム開発を行い、セキュリティ基準の認定取得を計画しております。

(注) PCI DSSとは、Payment Card Industry Data Security Standardの略で、世界的に統一されたクレジットカード情報保護のためのセキュリティ対策フレームワークを指します。

⑥ アジアへの事業展開の体制構築

当社グループは、シンガポール、タイ、マレーシア及びインドのアジアにおいて、現地法人を設置しております。各国とも代理店等とともに新規顧客の開拓を続けておりますが、案件は徐々に規模の拡大、案件数の増加が進んでおり、新規営業やサービス運営及び現地法人の運営体制の強化が課題となっております。また、会員管理やモバイル決済など、各国の事情に合わせたサービスニーズの提供に向けた現地企業との提携や、M&Aなども視野に入れた各国の同業企業との連携などを行い、アジア主要国での実績の早期確立・拡大に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後も更なる業容拡大を図るため、成長段階に沿った業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が必要と認識しております。内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効かつ効率的に行ってまいります。また、内部管理体制を充実させるために、研修や社内勉強会等を開催し、内部統制及びコンプライアンスの強化に努めております。

⑧ 従業員教育等の支援強化

個々の従業員がミッションやビジョンを理解し、委譲された権限を適切に執行し、あらゆる製造原価、販売管理費の投資対効果を最大化させることができるよう、継続した従業員教育を行っております。一人ひとりが、新しい事業を生み出し、さらには起業できるような人材を育成することが、当社グループの収益拡大につながると考えております。その他にも、外部の優秀な人材及び企業との交流を促進するために、従業員による自主的なイベントの開催等を支援しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 15 期 (2020年8月期) | 第 16 期 (2021年8月期) | 第 17 期 (2022年8月期) | 第 18 期 (当連結会計年度 (2023年8月期)) |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 1,201,078 | 1,461,352 | 1,165,474 | 4,476,307 |
| 経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円) | 142,139 | 280,056 | △1,506,062 | 133,385 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円) | 143,962 | 229,211 | △1,834,218 | 114,126 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円) | 25.32 | 37.34 | △252.06 | 10.65 |
| 総 資 産 (千円) | 1,054,892 | 3,386,994 | 4,041,016 | 4,401,658 |
| 純 資 産 (千円) | 420,621 | 1,310,112 | 1,431,379 | 2,163,165 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円) | 73.98 | 209.20 | 138.43 | 180.07 |

(注) 1. 第17期より、連結計算書類を作成しておりますので、第15期及び第16期については、当社単体の数値を記載しております。

2. 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純

- 損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 当連結会計年度において、2022年6月1日に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第17期の数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年8月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|-----------|--------|--|
| 株式会社バリューデザイン | 100,000千円 | 100.0% | サーバ管理型プリペイドカードシステム「バリューカードサービス」の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業 |

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

| | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 特定完全子会社の名称 | 株式会社バリューデザイン |
| 特定完全子会社の住所 | 東京都中央区京橋三丁目1番1号 |
| 当社及び当社の特定完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 2,646,811千円 |
| 当社の総資産額 | 3,142,201千円 |

(7) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

| 部 門 | 主要な製品又はサービス |
|---------------|---|
| キャッシュレスサービス事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・アララキャッシュレス ・バリューカードサービス |
| ソリューション事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・アララメッセージ ・P-Pointer File Security ・ARAPPLI (スマートフォンアプリ) ・「Spark AR」向けのコンテンツ制作 |

(注) 当連結会計年度より、従来の「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業(ARサービス)」を「ソリューション事業」に含めております。

(8) 主要な営業所 (2023年8月31日現在)

① 当社

| | |
|-----|-------------------|
| 本 社 | 東京都港区南青山二丁目24番15号 |
|-----|-------------------|

② 子会社

| | |
|--------------|-----------------|
| 株式会社バリューデザイン | 東京都中央区京橋三丁目1番1号 |
|--------------|-----------------|

(9) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-----------|-------------|
| キャッシュレスサービス事業 | 114名 (2名) | — |
| ソリューション事業 | 32名 (2名) | — |
| 全社 (共通) | 27名 (2名) | — |
| 合計 | 173名 (6名) | 10名減 |

- (注) 1. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況をセグメント別に記載しているため、前連結会計年度とのセグメント別の比較は行っておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数 (契約社員、パートタイマー) は年間の平均人員を () 外数で記載しております。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 59名 (4名) | 37名減 | 34.9歳 | 5.0年 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から当社子会社への出向者を除き、当社子会社から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員数 (契約社員、パートタイマー) は年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 従業員数が前会計年度末から37名減少した主な要因は、2022年6月1日締結の経営統合によりキャッシュレスサービス事業の従業員が当社子会社へ出向したためであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 700,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 278,319千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 200,000千円 |

- (注) 当社グループは運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額の総額380,000千円の当座貸越契約を取引銀行4行と締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行はございません。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じて株主への利益還元の有無を今後も検討してまいります。

(12) 事業の譲渡等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2022年10月14日付で、当社の事業のうちキャッシュレスサービス事業を当社完全子会社である株式会社バリューデザインに対して承継させる吸収分割を行うことを決議し、同日締結した吸収分割契約に基づき、2023年1月1日付で当該事業の承継を完了いたしました。

② 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年8月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 22,700,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,848,563株 |
| (3) 株主数 | 5,789名 |
| (4) 大株主 | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|------------|---------|
| 岩 井 陽 介 | 1,539,600株 | 12.99% |
| 株式会社 CARTA HOLDINGS | 821,900 | 6.93 |
| 尾 上 徹 | 571,840 | 4.82 |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 | 456,300 | 3.85 |
| 大 日 本 印 刷 株 式 会 社 | 439,040 | 3.70 |
| B N Y M S A N V R E G C L B R E J P R D L M G C | 314,480 | 2.65 |
| L i v i o 株 式 会 社 | 271,500 | 2.29 |
| J N S ホールディングス株式会社 | 250,000 | 2.11 |
| I W A I G R O U P P T E . L T D . | 250,000 | 2.11 |
| 株 式 会 社 テ ィ ー ガ イ ア | 213,440 | 1.80 |

- (注) 1. 2023年4月7日を割当日とする第三者割当により発行済株式総数が821,900株増加しております。
2. 2022年9月1日から2023年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が870,900株増加しております。
3. 持株比率は自己株式（370株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2023年3月22日開催の当社取締役会において第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行について決議しており、その結果発行済株式の総数は1,643,800株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| | | 第12回新株予約権 | 第14回新株予約権 |
|------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 発行決議日 | | 2015年7月15日 | 2019年11月27日 |
| 新株予約権の数 | | 3,960個 | 2,180個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 396,000株 | 普通株式 218,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり 270円 | 1株当たり 385円 |
| 権利行使期間 | | 2017年7月16日から 2025年7月14日まで | 2021年11月27日から 2029年11月26日まで |
| 行使の条件 | | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 | 同左 |
| 役員 保有 状況 | 取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く) | 新株予約権の数 1,612個 目的となる株式数 161,200株 保有者数 1名 | 新株予約権の数 1,650個 目的となる株式数 165,000株 保有者数 2名 |
| | 社外取締役 (監査等委員であるものを 除き、社外役員に限る) | — | — |
| | 取締役 (監査等委員) | — | 新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名 |

| | | 第15回新株予約権 | 第18回新株予約権 |
|------------------------|----------------------------------|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年12月15日 | 2022年4月27日 |
| 新株予約権の数 | | 556個 | 200個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 55,600株 | 普通株式 64,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり 758円 | 1株当たり 468円 |
| 権利行使期間 | | 2025年1月20日から 2031年12月14日まで | 2022年6月1日から 2024年9月28日まで |
| 行使の条件 | | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 | 同左 |
| 役員 保有 状況 | 取締役 (監査等委員であるものを除く) | 新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名 | 新株予約権の数 200個 目的となる株式数 64,000株 保有者数 1名 |
| | 社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る) | — | — |
| | 取締役 (監査等委員) | 新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 4名 | — |

| | | 第19回新株予約権 | 第20回新株予約権 |
|------------------------|----------------------------------|---|---|
| 発行決議日 | | 2022年4月27日 | 2022年4月27日 |
| 新株予約権の数 | | 198個 | 68個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 63,360株 | 普通株式 21,760株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり 468円 | 1株当たり 468円 |
| 権利行使期間 | | 2022年6月1日から 2024年9月28日まで | 2022年6月1日から 2025年2月3日まで |
| 行使の条件 | | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 | 同左 |
| 役員 保有 状況 | 取締役 (監査等委員であるものを除く) | 新株予約権の数 158個 目的となる株式数 50,560株 保有者数 2名 | — |
| | 社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る) | — | — |
| | 取締役 (監査等委員) | — | 新株予約権の数 10個 目的となる株式数 3,200株 保有者数 1名 |

| | | 第21回新株予約権 |
|------------------------|----------------------------------|---|
| 発行決議日 | | 2022年4月27日 |
| 新株予約権の数 | | 39個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 12,480株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり 1円 |
| 権利行使期間 | | 2022年6月1日から 2048年11月5日まで |
| 行使の条件 | | 当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。 |
| 役員 保有 状況 | 取締役 (監査等委員であるものを除く) | 新株予約権の数 31個 目的となる株式数 9,920株 保有者数 2名 |
| | 社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る) | — |
| | 取締役 (監査等委員) | 新株予約権の数 2個 目的となる株式数 640株 保有者数 1名 |

- (注) 1. 新株予約権のうち、当事業年度末日の時点において既に退任している取締役に付与した新株予約権は上記に含めておりません。
2. 新株予約権のうち、取締役就任前に付与した新株予約権は上記に含めております。
3. 上記の第18回から第21回の新株予約権について、2022年4月27日開催の当社及び株式会社バリューデザインの臨時株主総会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社バリューデザインを株式交換完全子会社とする株式交換契約が承認され、当該株式交換前に株式会社バリューデザインが発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。なお、「発行決議日」欄に記載されている日付は、当社及び株式会社バリューデザインの臨時株主総会で決議された日を記載しており、「権利行使期間」欄の始期は、当該株式交換の効力発生日であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 当社は、2023年3月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、下記のとおりアララ株式会社第23回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議し、2023年4月7日に発行しました。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行されるものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

- (1) 新株予約権の発行数 : 4,160個（新株予約権1個につき100株）
- (2) 当該発行による潜在株式数 : 416,000株
- (3) 発行価格 : 新株予約権1個につき100円
（新株予約権の目的である株式1株当たり1円）
- (4) 発行価額の総額 : 152,256千円
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類 : 普通株式
- (6) 払込期日 : 2023年4月7日
- (7) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社取締役 4名 2,200個（220,000株）
当社執行役員を含む従業員 11名 1,040個（104,000株）
当社子会社取締役 3名 400個（40,000株）
当社子会社執行役員を含む従業員 10名 520個（52,000株）
- (8) 新株予約権の行使価額 : 1株当たり 365円
- (9) 新株予約権の行使期間 : 2024年12月1日から2033年2月5日まで
- (10) 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、2024年8月期から2026年8月期までのいずれかの期において、当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が7,000百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準が変更された場合、決算期の変更が行われた場合、当社グループの業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社グループの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断したときには、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

イ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ウ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(12) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第3項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
株式会社バリューデザイン 発行会社の完全子会社

(14) 勧誘の相手方との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

- ② 当社は、2023年3月22日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対して、第三者割当の方法により第22回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）を発行することを決議し、マイルストーン社は発行された全ての新株予約権を行使済みであります。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年 8月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 尾 上 徹 | |
| 代表取締役会長 | 岩 井 陽 介 | IWAI GROUP PTE.LTD. Director |
| 取締役副社長 | 井 上 浩 毅 | マーケティング&PR管掌執行役員 |
| 取 締 役 | 林 秀 治 | 株式会社バリューデザイン代表取締役社長 VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.Director |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 金 子 毅 | 株式会社バリューデザイン監査役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 井 上 昌 治 | 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル弁護士 KLab株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社SKIYAKI社外取締役 (監査等委員) |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 加 藤 徹 行 | ダイナミックマッププラットフォーム株式会社常勤監査役 ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社監査役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 種 谷 信 邦 | ノーベルファーマ株式会社社外取締役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 米 田 恵 美 | 米田公認会計士事務所代表 一般社団法人エヌワン代表 株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役 株式会社ヨコオ社外監査役 |

- (注) 1. 金子毅氏、井上昌治氏、加藤徹行氏、種谷信邦氏及び米田恵美氏は、監査等委員である社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役5名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 金子毅氏は、情報その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員である社外取締役としております。
4. 井上昌治氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役としております。
5. 加藤徹行氏は、金融機関においてリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役としております。
6. 種谷信邦氏は、企業経営に関する豊富な経験及び幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役としております。
7. 米田恵美氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の全ての取締役（監査等委員含む）並びに当社子会社の取締役及び監査役

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うときに、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害、又は、当該請求がなされるおそれがある状況が生ずることによって、対象役員がこれに対応するために要する費用を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、契約期間は1年間であります。

③ 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者である対象役員の犯罪行為等に起因する損害は、当該保険契約の免責事項となります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年9月28日、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本①において同じ）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」という）を取締役会において決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ）の決定に関しては、金銭報酬については固定報酬（現金）及び業績連動報酬（現金）で構成されており、固定報酬については、役位及び各事業年度の売上高を考慮して定めることとしております。

業績連動報酬（現金）は、売上高、営業利益又は「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」、各人の個別目標の達成率に応じて算出された額を支給することとしており、業績指標として売上高、営業利益又は「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」を選定した理由としては、長期的・持続的に成長することを定めた中期経営計画の財務目標と最も関連しているためであります。

また、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権を付与することとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

基本報酬（現金）、業績連動報酬（現金）又は非金銭報酬（新株予約権）の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、基本報酬（現金）を主たる報酬としつつ、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

基本報酬（現金）と前期実績に基づく業績連動報酬（現金）は、12等分した金額を毎月支給し、非金銭報酬（新株予約権）は、原則として毎年1回支給いたします。

各取締役の報酬等については、取締役会が、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会における審議結果を踏まえ、その具体的内容を決定いたします。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度を取締役の報酬額については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき指名報酬委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果、妥当と判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------|----------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役（監査等委員であるものを除く） （うち、社外取締役） | 66,906 (-) | 65,741 (-) | - | 1,164 (-) | 3 (-) |
| 監査等委員である取締役 （うち、社外取締役） | 27,794 (27,794) | 27,600 (27,600) | - | 194 (194) | 5 (5) |
| 合計 （うち、社外取締役） | 94,700 (27,794) | 93,341 (27,600) | - | 1,359 (194) | 8 (5) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2020年8月27日開催の臨時株主総会において年額455,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。また上記の報酬額とは別枠で、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限2,050個とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年8月27日開催の臨時株主総会において年額45,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締

役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。また上記の報酬額とは別枠で、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、各事業年度における定時株主総会の日から1年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限100個とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は4名）であります。

4. 非金銭報酬は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役井上昌治氏は、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル弁護士、KLab株式会社社外取締役（監査等委員）及び株式会社SKIYAKI社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役加藤徹行氏は、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社常勤監査役及びダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役種谷信邦氏はノーベルファーマ株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役米田恵美氏は、米田公認会計士事務所代表、一般社団法人エヌワン代表、株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役及び株式会社ヨコオ社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 出席状況及び発言状況並びに当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|------|---|
| 取締役 | 金子毅 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に内部管理体制整備に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。 |
| 取締役 | 井上昌治 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律分野での豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。 |
| 取締役 | 加藤徹行 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に内部管理体制整備に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。 |
| 取締役 | 種谷信邦 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会社経営に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。 |
| 取締役 | 米田恵美 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務会計に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 36,750千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,750千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会決議を経て株主総会へ提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムに関する基本方針」を制定することを2014年2月14日開催の取締役会において決議（2022年10月14日開催の取締役会において改訂を決議）しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本的な考え方

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため行動指針及び諸規程を定め、これを遵守することを誓約する。
- ② 企業理念を代表取締役が繰り返し役職員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス業務を担当する部署を明らかにし、コンプライアンス態勢の整備・強化を図る。
- ② コンプライアンス担当役員、内部監査責任者（監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。）及び監査等委員会は、コンプライアンスの浸透状況を検証する。
- ③ 不正行為の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度規程」を定め、取締役及び使用人が弁護士等を通して通報することが可能な内部通報窓口を設置する。

(3) 反社会的勢力の排除に対する基本的な考え方と体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力対応部署を定め、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じ取締役会へ報告することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 平時の対応

「リスク管理規程」、「リスク管理基準」を制定し、リスク管理委員会が当社グループ全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
内部監査責任者は、当社グループ全体のリスク管理の状況を監査し、その結果を監査等委員会へ報告する。

(2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアル、緊急時対応計画に従い情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (2) 取締役の職務執行については、取締役会における職務分担の決議のほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき各人の職務内容及び責任を明確にし、効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

5. 上記以外の当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社は当社に対し事業内容の定期的な報告を行うこととし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。
- (2) 当社の内部監査責任者は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策について

の指導、実施の支援を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と協議の上、コーポレート部門に所属する使用人を監査等委員会の補助すべき使用人として指名することができる。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前項に基づき指名された使用人への指揮命令権は、監査等委員会が指定する補助業務の期間中は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けない。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ会社の業務執行状況を報告する。また、当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告する。監査等委員は、必要に応じ何時でも当社グループの重要と思われる会議に出席したり、書類の提示を求めたりすることができる。

9. 監査等委員会及び内部監査責任者に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会及び内部監査責任者へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の費用請求には、監査等委員の職務執行に必要でないことを確認した場合を除き、速やかに応じる。

また、監査等委員会が代表取締役、会計監査人、内部監査責任者とそれぞれ意見交換を行うことにより、コンプライアンス上の課題、問題を把握できる体制構築を行うとともに、内部監査責任者は監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員会監査の実効性確保を支援するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

「リスク管理規程」に基づき管理（コーポレート）管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を原則として3か月に1回以上開催し、リスクの実態把握に努めるとともに必要な施策の指示や取締役会、監査等委員会への報告を行っております。また、コンプライアンス意識の醸成を図るため、コンプライアンス担当役員と所管部署の使用人が中心となり全役職員に対するコンプライアンス研修を実施しております。反社会的勢力の排除については、取引開始時に相手方の属性を確認したり契約書に反社会的勢力の排除を謳った条文を規定したりするなどの対応を行っております。また、万が一、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関や弁護士に相談できる態勢を整えております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

「文書管理規程」を始めとする関連規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録、保存しております。内部監査責任者は、規程遵守状況を適宜検証し、その結果を監査等委員会へ報告しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

平時はリスク管理委員会が全社のリスクを統括的に管理し、各部門からリスク管理状況について定期、随時の連絡を受け取締役会に対し定期的に報告しております。

また、内部監査責任者は内部監査計画に基づき各業務のリスク管理状況の検証を行い、その結果を監査等委員会へ報告しております。加えて、必要に応じて、取締役社長へ報告しております。

有事（リスクの顕在化）が発生した場合は、緊急時対応ルールに従い当該事象の内容に応じ責任者を明確にして情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行い、問題解決に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

取締役会において取締役社長、業務執行役の職務分担を決議しているほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき執行役員を始めとする使用人の職務内容及び権限を明確にしております。

5. その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況

監査等委員会からの要望には適宜対応し、業務の適正の確保に努めております。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-----------|---------------------------|------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 372,719 | 流 動 負 債 | 425,125 |
| 現 金 及 び 預 金 | 259,311 | 買 掛 金 | 2,019 |
| 売 掛 金 | 55,589 | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債 | 32,000 |
| 関 係 会 社 売 掛 金 | 16,167 | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 200,000 |
| 前 払 費 用 | 13,291 | リ ー ス 債 務 | 4,672 |
| 未 収 入 金 | 7,101 | 未 払 金 | 34,089 |
| 関 係 会 社 未 収 入 金 | 21,385 | 関 係 会 社 未 払 金 | 9,402 |
| そ の 他 | 21 | 未 払 費 用 | 20,900 |
| 貸 倒 引 当 金 | △149 | 未 払 法 人 税 等 | 2,290 |
| 固 定 資 産 | 2,769,482 | 未 払 消 費 税 等 | 12,676 |
| 有 形 固 定 資 産 | 21,924 | 前 受 金 | 99,791 |
| 建 物 | 9,203 | 預 り 金 | 7,278 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 4,099 | そ の 他 | 4 |
| リ ー ス 資 産 | 8,621 | 固 定 負 債 | 840,810 |
| 無 形 固 定 資 産 | 58,257 | 社 債 | 36,000 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 55,468 | 長 期 借 入 金 | 800,000 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 2,788 | リ ー ス 債 務 | 4,810 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,689,300 | 負 債 合 計 | 1,265,936 |
| 投 資 有 価 証 券 | 325 | (純 資 産 の 部) | |
| 関 係 会 社 株 式 | 2,646,811 | 株 主 資 本 | 1,846,684 |
| 敷 金 | 31,981 | 資 本 金 | 1,001,772 |
| 保 険 積 立 金 | 10,182 | 資 本 剰 余 金 | 2,865,919 |
| そ の 他 | 653 | 資 本 準 備 金 | 2,865,727 |
| 貸 倒 引 当 金 | △653 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 192 |
| | | 利 益 剰 余 金 | △2,020,817 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △2,020,817 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △2,020,817 |
| | | 自 己 株 式 | △189 |
| | | 新 株 予 約 権 | 29,580 |
| | | 純 資 産 合 計 | 1,876,265 |
| 資 産 合 計 | 3,142,201 | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,142,201 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高 | | 1,004,040 |
| 売上原価 | | 296,326 |
| 売上総利益 | | 707,714 |
| 販売費及び一般管理費 | | 870,721 |
| 営業損失 | | 163,007 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4 | |
| その他 | 170 | 174 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 19,556 | |
| 支払手数料 | 15,677 | |
| 株式交付費 | 3,972 | |
| その他 | 599 | 39,805 |
| 経常損失 | | 202,638 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 228 | 228 |
| 税引前当期純損失 | | 202,409 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,290 | 2,290 |
| 当期純損失 | | 204,699 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当 期 首 残 高 | 694,695 | 2,558,650 | 192 | 2,558,842 | △1,692,445 | △1,692,445 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 307,076 | 307,076 | － | 307,076 | － | － |
| 吸収分割による減少 | － | － | － | － | △123,672 | △123,672 |
| 当 期 純 損 失 | － | － | － | － | △204,699 | △204,699 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 307,076 | 307,076 | － | 307,076 | △328,372 | △328,372 |
| 当 期 末 残 高 | 1,001,772 | 2,865,727 | 192 | 2,865,919 | △2,020,817 | △2,020,817 |

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|----------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △58 | 1,561,034 | 25,479 | 1,586,513 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | － | 614,153 | － | 614,153 |
| 吸収分割による減少 | － | △123,672 | － | △123,672 |
| 当 期 純 損 失 | － | △204,699 | － | △204,699 |
| 自己株式の取得 | △131 | △131 | － | △131 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | － | － | 4,101 | 4,101 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △131 | 285,650 | 4,101 | 289,751 |
| 当 期 末 残 高 | △189 | 1,846,684 | 29,580 | 1,876,265 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社はソリューション事業を営んでおり、主に「メッセージングサービス」、「データセキュリティサービス」及び「ARサービス」を顧客へ提供しております。

(1) メッセージングサービス

「メッセージングサービス」は、適切なタイミングで電子メールを一時に大量に配信したい企業・団体(主に運輸業、金融機関、情報通信業、地方公共団体等)を対象に、サービスを提供しております。主なサービスの提供方法は2つあり、期間を設けたライセンスによるサービス提供とSaaS方式によるサービス提供であります。

期間を設けたライセンスによるサービス提供については、ライセンス有効期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、SaaS方式によるサービス提供については、初期導入に係る作業費用と月々のシステム利用料に分けられます。初期導入に係る作業費用は、システムが利用できるように設定等が完了した時点で収益を認識しており、月々のシステム利用料は、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

(2) データセキュリティサービス

「データセキュリティサービス」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、顧客がデータの適切な管理を実現することを目的としたサービスであります。主なサービスの提供方法は、

期間を設けたライセンスによるサービス提供であります。

期間を設けたライセンスによるサービス提供については、ライセンス有効期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

(3) ARサービス

「ARサービス」は、主に米国Meta社（旧Facebook社）が運営する「Facebook」や「Instagram」上で動作するカメラエフェクト「Spark AR」等の受注制作のコンテンツを受託開発しております。

受注制作のコンテンツ開発については、少額もしくはごく短期間の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価について

無形固定資産に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産性の判断に際して可能な限り客観的に回収可能性等を評価しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|-----------|--------|
| ソフトウェア | 55,468 |
| ソフトウェア仮勘定 | 2,788 |

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

開発したソフトウェアに係る将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実に認められる場合には無形固定資産に計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく、定額法により減価償却を行っております。さらに、資産計上後における状況の変化により将来キャッシュ・フローの著しい減少が見込まれる場合やソフトウェアが事業の用に供されない場合には、減損処理を行っております。

将来キャッシュ・フローが著しく減少する要因が生じた場合や投資したソフトウェアが事業の用に供されない場合など、その一部について投資回収が見込まれない可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアに係る損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 880,321千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 200,000千円

長期借入金 800,000千円

計 1,000,000千円

2. 財務制限条項

当社は、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）について、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金融機関との間で、シンジケートローン契約を締結しており、下記の財務制限条項が付されております。

(1) 2023年8月期決算を初回とし、以降各年度の決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の事業年度の決算期末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の合計額の75%以上とすること。

(2) 各年度の決算期における当社の連結の損益計算書に表示される経常損益にのれん償却費を加えた金額が、2023年8月期を初回とし、以降の決算期につき損失とならないようにすること。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

81,954千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

| | |
|------------|------------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 131,985 千円 |
| 営業費用 | 21,094 千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

連結注記表「連結株主資本等変動計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------------------|------------|
| 貸倒引当金 | 245千円 |
| 関係会社株式取得関連費用 | 3,037千円 |
| 関係会社株式評価損 | 384,367千円 |
| 投資有価証券評価損 | 15,807千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 224,175千円 |
| その他 | 8,264千円 |
| 繰延税金資産 計 | 635,896千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △224,175千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △409,547千円 |
| 評価性引当額 計 | △633,722千円 |
| 繰延税金資産 合計 | 2,174千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------|----------|
| 未収事業税 | △2,174千円 |
| 繰延税金負債 計 | △2,174千円 |
| 繰延税金資産の純額 | -千円 |

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | キャッシュレスサービス事業 | メッセージングサービス事業 | データセキュリティサービス事業 | ARサービス | コーポレートサービス | 合計 |
|-----------|---------------|---------------|-----------------|--------|------------|-----------|
| スポット売上 | 24,598 | 6,802 | 16,991 | 24,948 | - | 73,341 |
| リカーリング売上 | 138,358 | 533,081 | 95,875 | 11,877 | - | 779,192 |
| その他の売上 | 25,106 | - | - | - | 126,400 | 151,506 |
| 顧客との契約から生 | 188,063 | 539,883 | 112,867 | 36,826 | 126,400 | 1,004,040 |

(注1) キャッシュレスサービス事業につきましては、2023年1月1日効力発生の吸収分割により、連結子会社である株式会社バリューデザインへ当該事業を承継しているため、2022年9月から2022年12月までの顧客との契約から生じる収益の額を記載しております。

(注2) コーポレートサービスの「その他の売上」につきましては、当社の連結子会社に対する経営指導及び経営管理業務の受託による収益の額を記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(企業結合に関する注記)

(共通支配下の取引等)

当社は、2023年1月1日付で、当社のキャッシュレスサービス事業に関して有する権利義務を、吸収分割により、当社の完全子会社である株式会社バリューデザインに承継いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となる事業の内容

キャッシュレスサービス事業

ハウス電子マネー機能に販促機能や分析機能を組み合わせたサービスの開発・提供

(2) 企業結合日

2023年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、株式会社バリューデザインを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称

株式会社バリューデザイン

(5) その他取引の概要に関する事項

両社でそれぞれ展開しているキャッシュレスサービス事業を一本化し、スケールメリットを活かすことを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 議決権等の 所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|----------------|------------------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------|
| 子会社 | 株式会社バリューデザイン | (所有) 100.0% | 役員の兼務 経営管理業 務の受託等 | 売上高 (経営管理業 務の受託) (注1) | 126,400 | 関係会社売 掛金 | 15,400 |
| | | | | 出向料の受 取 出向料の支 払 (注2) | 144,672 41,185 | 関係会社未 収入金 関係会社未 払金 | 18,635 5,469 |
| | | | | 資産譲渡 負債譲渡 (注3) | 140,647 16,975 | - | - |
| | | | | 業務委託費 (注4) | 14,000 | 関係会社未 払金 | 3,850 |
| | | | | 被保証債務 (注5) | 1,000,000 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営管理業務の受託については、子会社である株式会社バリューデザインとの協議の上、取引価格を決定しております。
- (注2) 出向料については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受取及び支払っております。
- (注3) 資産及び負債の譲渡については、会社分割によるものです。
- (注4) 業務委託費については、子会社である株式会社バリューデザインとの協議の上、取引価格を決定しております。
- (注5) 当社銀行借入に対する債務保証を受けておりますが、保証料等の支払いは行っておりません。なお、取引金額には当事業年度末の被保証債務額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 155円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 19円11銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

アララ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田靖史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅野貴弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アララ株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年10月13日開催の取締役会において、株式会社クラウドポイントとの間で、株主総会の承認を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書及び経営統合に関する合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2022年9月1日から2023年8月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査を行いましたので、以下のとおりご報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査等委員会の職務の執行のため必要な事項及び取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制として会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ、会社法施行規則第110条の4で定める内容（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、経営力強化を図るため、内部統制システムの継続的な強化に取り組み法令遵守、業務の有効性・効率性、財務諸表の質的向上に努めることが求められます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年10月27日

アララ株式会社 監査等委員会

| | |
|-----------------|-------|
| 社外取締役監査等委員（委員長） | 金子 毅 |
| 社外取締役監査等委員 | 井上 昌治 |
| 社外取締役監査等委員 | 加藤 徹行 |
| 社外取締役監査等委員 | 種谷 信邦 |
| 社外取締役監査等委員 | 米田 恵美 |

以上

吸収分割承継会社の成立の日
に係る貸借対照表の内容

次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表

2023年10月10日時点

会社名：アララ分割準備株式会社

(単位：円)

| 資産 | | 純資産 | |
|------|------------|-----------|------------|
| 預け金 | 10,000,000 | 資本金 | 5,000,000 |
| | | 資本準備金 | 5,000,000 |
| 資産合計 | 10,000,000 | 負債及び純資産合計 | 10,000,000 |